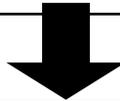


◆パブリックコメント手続の流れ◆

【 施策などの案を作成 】

〈対象〉

- ・市の基本的な施策に関する計画、指針など
- ・市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える施策又は計画(例外)施策などの立案にあたり、意見聴取の手続きなどが法令等により定められたものや迅速又は緊急を要するもの、裁量の余地が少ないものなどは対象外とします



<パブリックコメント実施の予告> (広報紙等)

【 施策などの案の公表 】

[公表内容]

- ・施策などの案
- ・案の概要などの関連資料

[公表方法]

- ・実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- ・ホームページへの掲載



【 意見の募集 (募集期間は1か月程度を目安) 】

(担当課へ書面を持参・郵便・ファクシミリ・電子メールなどの方法により提出していただく)

提出された意見を考慮して施策などの案を意思決定



【 寄せられた意見の概要・市の考え方などの公表 】

[公表内容]

- ・意見の概要
- ・意見に対する市の考え方
- ・修正内容(理由)

[公表方法]

- ・実施機関が指定する場所での閲覧又は配布
- ・ホームページへの掲載



最終案を決定